

令和 8 年度防災啓発広報事業

企画・製作業務委託 仕様書

令和 8 年 3 月

危機管理本部

1 目的・全体像

本市では、市民全体の防災意識の底上げ（自助・共助の推進、在宅避難の備え）を目的として、以下の3コンテンツを一体的に企画・製作します。コンテンツ横断でデザイン・コンセプトの統一によるブランド力の向上、効果的な啓発及び業務効率化を図ります。

- ① 旧南部防災センター解体工事・仮囲い装飾（令和8年8月掲出予定）
- ② 「備える。かわさきマガジン」（年3回発行／各1,000部）
- ③ 「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」（年3本＋各15秒ダイジェスト、縦型ショート合計3本以上）

ターゲット（目安）

- ① 地域住民を中心とした全世代
- ② 防災に関心の低い若年・単身等
- ③ 多様な世代（単身者、子ども、高齢者、ペット同居世帯等）

2 スケジュール（概要）

業務履行期間：契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

コンテンツ	おおよそのスケジュール	備考
仮囲い装飾	令和8年7月下旬 校了 → 令和8年8月31日（月）掲出完了	完成データはディスク媒体で納品
マガジン	11号 令和8年8月27日（木）納入 12号 令和8年11月26日（木）納入 13号 令和9年2月25日（木）納入	各号校了は納入5開庁日前
動画	完成・納期は協議の上決定	完成後ディスク媒体で納品

3 各コンテンツの要件

(1) 旧南部防災センター解体工事・仮囲い装飾

- ア 目的 通行者（地域住民中心）に在宅避難や自助・共助の必要性をわかりやすく訴求し、見やすさを重視する。
- イ 掲出場所・条件 旧南部防災センター（川崎区小田7-3-1）／仮囲い高さ 約3m（掲出位置は市の指示に従う）
- ウ 制作・設置仕様（必須）：
 - (ア) サイズ・数量：H1,500×W1,000mm 程度×20枚
 - (イ) 印刷：カラー、超耐候性、塩ビ再剥離シート（UVマットラミネート）
 - (ウ) 設置方法：協議のうえ決定する
 - (エ) デザイン配慮：カラーユニバーサルデザイン／男女平等・非差別的表現（別添手引きに留意）
 - (オ) 工程・校正：事前協議のうえ工程表作成、校正3回以上（初校での大幅調整に柔軟対応）
 - (カ) 作業時間・安全：原則 平日8:30～17:00、人的・物的安全配慮
 - (キ) 報告：掲出後、写真等を添付した実施報告書（電子データ）を提出

(2) 「備える。かわさきマガジン」

- ア 目的：防災関心が低い層にも届く読みやすさ・親しみやすさを重視。必要に応じて有識者出演を手配する。

イ 仕様・部数・納品先：

- (ア) A4判・両面カラー、マット紙 90kg 相当、フルカラー印刷／各号 1,000 部
- (イ) 帯がけ内訳：10 部×2、20 部×29、100 部×4（合計 1,000 部）
- (ウ) 納品先：川崎市危機管理本部（川崎区宮本町 1 番地）
- (エ) データ納品（必須）：PDF（テキスト抽出可・ページ分割）、AI（埋込 有／無）、作成イラスト JPEG 一式
- (オ) 進行：校正 3 回以上、各号 1 回以上の企画・編集会議（スケジュールは市と協議）

(3) 「備える。かわさき～みんなで学ぶ防災動画～」

ア 基本方針：マガジンと連動したテーマ設定。多様な世代に親しみやすい編集・表現。

イ 制作本数・尺：本編 3 本（各約 5 分）／各本編につきダイジェスト 15 秒／縦型ショート合計 3 本以上

ウ キャラクター（必須）：既出キャラクター（ニャビ先生・マナビー等）を使用し、過年度作品との一貫性を確保

エ 編集・音声（必須）：視認性の高いテロップ、サムネイル画像、VOICEPEAK を原則使用

オ アクセシビリティ（必須）：場面説明・発言内容等のテキストデータを作成

カ 校正・会議：各動画 3 回以上、企画・編集会議を各 1 回以上

4 共通条件

- (1) 進行管理：受託者は工程表を作成し、計画的に実施。市と必要な打合せ・助言・提案を適宜行う。
- (2) 素材費：有償素材の使用料等、制作に要する全費用は受託者負担。
- (3) 市の方針変更：変更時は協議のうえ対応する。

5 納品・検査・報告

- (1) 仮囲い装飾：校了（令和 8 年 7 月下旬目安）→ 掲出期限（令和 8 年 8 月 31 日（月））。完成データは CD/DVD 等で納品（PDF はテキスト保持、Illustrator/InDesign はアウトライン有・無の両方）。
- (2) マガジン：電子データ（PDF/AI/イラスト JPEG）を CD-ROM 等で納品。印刷物は指定の帯がけで納入。校了は納入 5 開庁日前。
- (3) 動画：完成後、データ一式を DVD 等で納品（規格・納期は協議の上決定）。
- (4) 完了報告・検査：履行期間内に完了報告（書面）→ 検査。瑕疵がある場合は指定期間内に修正のうえ再検査。

6 その他遵守事項

- (1) 事業の成果物の著作権・著作権等の権利は全て委託者に帰属するものとし、また、委託者は本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。
- (2) 事業の成果物や業務を遂行するために委託者から提供された資料等を委託者の許可なく第三者へ提供及び受託業務以外の目的へ使用してはならない。
- (3) 受託者は、業務を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務に関して

知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じるものとする。

- (4) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。委託契約約款第5条各項により、取り扱うものとする。
- (5) 成果品の品質については、本仕様書の内容を満たすものとする。なお、品質が十分に確保されていない場合は、改善要求の指示を行うことがある。
- (6) 完成物及び中間生成物についての所有権並びに著作権法（以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条及び法第28条を含む。）は、委託者に帰属するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間物を作成した者は、当該業務に関する事項に関して法第17条に規定する著作人格権を無期限行使しないものとする。
- (7) 前号に掲げる著作権の帰属設定及び著作人格権不行使に係る一切の費用は契約書に示す委託料に含まれるものとする。
- (8) 成果品が他者の所有権、著作権、肖像権を侵すものではないこと。なお、第三者からの権利侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (9) 制作に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (10) 受託者は、本契約締結後、速やかに委託料金内訳書を提出すること。
- (11) この仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、委託者の条例又は規則に定めのある場合を除いて、その都度、委託者と協議の上で決定すること。